

# 障害者制度改革マラソン

## ～「障害者権利条約批准」のゴールは目の前に～

### ～でも、今求められるのは、国際水準のゴールタイムです～

アイアイハウス施設長  
栗津 浩一

今年の6月に成立した「差別解消推進法」は、差別を解消するための措置に、国・地方公共団体や民間事業者に対して「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を盛り込みました。施行は3年後の平成28年4月1日となっていますが、それまでに①政府全体の方針として差別解消の推進に関する基本方針を決定し、②国・地方公共団体に対しては取り組みに関する基本方針を策定し、③事業者に対しては指針（ガイドライン）を策定することとなっています。まだまだ先に宿題を残すことにはなっていますが、「障害者権利条約」の批准に向けては大きな一歩となりました。これにより、いよいよ「障害者権利条約」批准に向けての動きが加速することになり、早ければ秋の国会で審議されるとも聞いています。

しかし、「障害者権利条約」の批准は1つのゴールではありますが、最終の目標ではありません。「障害者権利条約」の理念が生かされた、誰もがわけへだてなくあたりまえに暮らせる社会の実現こそが目標です。その意味でも、今問われるのは「障害者権利条約」批准の水準です。今のままのタイムでは、私たちの目標には大きく届きません。国際水準でのゴールタイムでゴールインしてこそ、次につながる一歩となります。その目安となるのが、障害者自立支援法違憲訴訟の和解時に国と結んだ「基本合意文書」の水準と、障害者自立支援法廃止に向け取りまとめられた、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して」いわゆる「骨格提言」の水準です。

この間、皆様にご協力いただいた「きょうされん第36次国会請願署名」では、この「骨格提言」に沿って「障害者総合福祉法」を見直すようにとの請願で、227人の国会議員によって両院に紹介されましたが、残念ながら衆議院では不採択、参議院では請願審査は行われませんでした。全国で117万筆のご支援をいただき、アイアイハウスでも4,023筆と213,206円のご協力をいただきました。請願結果は残念なものになりましたが、引きつづき運動を強め、アイアイハウスの仲間たちが安心して暮らせる社会をめざしたいと思います。ご協力いただいた募金の一部は、福島県で開催されましたきょうされん全国大会への参加費用に充てさせていただきました。本当にありがとうございました。